

# 第2次岩倉市行政改革大綱

平成12年5月1日

## はじめに

岩倉市は、これまで財政問題研究会や事務改善委員会、組織・機構改善検討委員会を通して、継続的に経費の節減や機構・事務の合理化に努めてきました。特に、社会・経済情勢の変化に対応した簡素で効率的な「市民本位の市政」を実現するため、昭和61年10月7日には岩倉市行政改革大綱を策定し、事務事業や人員の見直しなど行財政全般にわたり積極的な行政改革を推進してきました。

しかし、行政には、今日の少子・高齢化、国際化あるいは地方分権の進展などに応えられる政策立案能力の向上や、さらには21世紀の高度情報化社会に対応した一層のOA化等、事務事業の向上を目指した行政システムの確立が強く求められています。

こうした背景を踏まえ、これからの行政は、自らの責任において行政組織の体質を強化し、市民福祉の向上と個性的で活力のある地域社会の構築を図っていく必要があります。そして、市民と行政の役割分担を明らかにする中で、市民参加・参画をさらに推進し、市民と行政が一体となったまちづくりを進めていかなければなりません。

このため、本市では、行政改革を最重点課題の取り組み事業として位置づけ、最少の経費で最大の効果を挙げるべく、行政運営の全般について不断の点検を実施しつつ、新たな視点に立った一層の行政改革を推進していくため、平成11年2月に市民各層の代表・市議会議員の代表・識見者そして職員の代表からなる「岩倉市行政改革推進検討委員会」を新たに設置しました。委員会では、新しい視点での行政改革大綱の策定に向けて、概ね1年間にわたり審議を重ねていただき、平成12年3月に『第2次岩倉市行政改革大綱（案）』の報告をいただきました。

本市においては、この報告を受け、新たに『第2次岩倉市行政改革大綱』を策定しました。この大綱は、今後実施する行政改革の基本事項と主要事項の基本的な考え方を取りまとめたものです。本市は、この大綱を踏まえ、本市の都市像「健康で明るい緑の文化都市」、また、行政理念とする岩倉21世紀への提言「人にやさしく、自然と共に生き、文化の香り高いまちづくり」をめざして、市議会をはじめ市民各位のご理解とご協力を得ながら、積極的に行政改革に取り組んでまいります。

## I 行政改革の基本事項

### 1 行政改革に係る基本視点

本市では、市民本位の市政を目指し、日々、行政改革に取り組み、市民ニーズに対応する施策を実施してきました。しかし、政治、行政（市役所）と市民、企業等の関係の根本的再構築が求められている現在、政策立案と調整は民主的コントロールの及ぶ政治、行政（市役所）が担当し、政策実施は、将来的には民間企業、NPO等が担う分野を拡大するという考え方を本市においても導入すべきと考えます。この視点から、行政のスリム化（量的行政改革）と透明化（質的行政改革）を積極的に推進します。

なお、推進に当たっては、次の3項目を基本視点として位置づけます。

### (1) 岩倉市の財政状況を踏まえての取り組み

本市の財政は、低迷する経済情勢の中での減税の問題等見通しが立ちにくい状況に加え、消費の低迷による地方消費税交付金の減収、地方交付税の伸び悩み、県の大幅な歳入不足による県補助金の削減など一層厳しい状況にあります。今後取り組んでいかなければならない行政施策の財源を確保するため、個々の施策について、その評価と見直しを進め、効率的で質の高い行政運営を展開するとともに、新たな行政需要に対応できる体力づくりに努めます。

### (2) 市民の視点に立った行政改革

市民の視点に立った、簡素で効率的な行政システムを目指すとともに、市民への情報提供・情報公開に努め、市民の意思を的確に把握できる透明な行政システムの構築に努めます。

### (3) 新たな時代に対応した行政システムの構築

市民に最も身近な行政は、地域の総合的な行政主体として、社会変化、市民ニーズを的確にとらえ、創意工夫を凝らし、自主的・自立的な施策を推進することが求められています。

このため、既存の事務について、厳しい見直しを行う一方で、行政の透明性の向上、ボランティア活動の支援、地方分権社会への対応、環境への配慮といった新たな重要課題に対しても、時代を先取りし、積極的に対応することによって、市民自治の実現を目指します。

## 2 改革期間

この行政改革大綱は、第2次岩倉市行政改革大綱として位置づけ、平成12年度から平成22年度までを単位とし、長期的展望に立って実施していくものも記述します。

なお、各年度の取り組みについては、具体的に実施計画を策定し計画的な推進を図ります。

### (1) 集中改革期間

平成12年度から平成14年度までを短期改革期間として位置づけ、集中的に改革を推進します。

なお、市民に影響を及ぼす事項については、平成12年度に市民に周知・理解を得ることとし、平成13・14年度から実施できるよう努力します。

### (2) 中・長期改革期間

平成15年度から平成22年度までを中・長期改革期間として位置づけ、中・長期にわたる改革事項の目標を設定し、取り組みます。

## 3 進捗状況の検証と公表

行政改革の推進に当たっては、第三者機関による検証を行うとともにその結果を定期的に議会及び市民に報告します。

## II 行政改革の主要事項

### 1 組織・機構の見直し

#### (1) 組織・機構の再編

#### [基本方針]

本市では、行政の組織・機構については、効率的かつ円滑な行政を推進していくため、新たな行政課題や市民ニーズに即応した施策を総合的に展開できるよう、簡素・効率化を基本として見直しを行ってきました。また、新庁舎に向けた新しい組織・機構の検討も行ってきました。

近年、少子・高齢化、高度情報化、分権時代の到来等、地方自治体は急激な変化の時代を迎えています。国や県などにおいても簡素・効率化の観点から組織・機構の見直しが行われています。

こうした状況の中、本市においても、簡素・効率化を基本に事務事業の見直しを行い、新たな行政課題を整理し、組織の統廃合、縦割り意識の解消等、組織全般にわたり見直しを行う必要があります。

#### [取組事項]

- ①組織の再編に当たってはスクラップ・アンド・ビルドを基本とします。
- ②庁舎建設に向けて分かりやすい窓口、待たせない窓口を目指して、市民関係窓口の一本化を図ります。
- ③少子・高齢化、高度情報化、環境、文化振興等、新しい課題に対応できる組織とします。
- ④少数精鋭によるスリムな組織と、機動的かつ市民に分かりやすい組織にするため、部・課・係の再編を行います。
- ⑤縦割り、硬直化といった組織の弊害を避けるため、係制を廃止し、効率的、横断的な執行体制とするため、グループ制の導入を検討します。
- ⑥組織・機構の検討に当たり、行政の課題等を的確に把握し、広い視野と柔軟な発想で対応できる体制づくりに努めます。
- ⑦施設等の効率的な管理運営を図るため、（仮称）総合サービス管理協会の設立を検討します。
- ⑧保育行政の適正な運営を行うため、保育行政基本計画の策定に努めます。

#### (2) 審議会、協議会等の見直し

#### [基本方針]

本市では、審議会、協議会等については、複雑多岐にわたる市民ニーズを的確に把握し、建設的な市民の声を行政に反映するとともに、行政の公平性・効率性の確保と、専門的な見地からの意見を反映するため、積極的な活用を図ってきました。

今後、地方分権、情報公開等の進展に伴い、自治体の責任において処理しなければならない事務が増加し、審議会、協議会等における、より一層の慎重な調査、審議が望まれるなど、その役割は、ますます増大するものと予想されます。

こうした中、市民参加型行政の高まりとともに、開かれた行政を推進するためにも幅広い市民の参加・参画と新たな人材の発掘に積極的に努める必要があります。

#### [取組事項]

- ①幅広い市民の参加・参画を図るため、委員の公募制の導入に努めます。
- ②既存の審議会、協議会等については、その必要性、所掌事務及び委員の構成等について見直しを図ります。
- ③公職者への報酬等の支払及び委員の拘束時間に応じた報酬等の適正化に努めます。

## 2 定員・給与の見直し

## (1) 定員管理の適正化

### [基本方針]

本市では、定員管理に当たっては、新規の行政需要及び事務量の増大に対して、職員の配置転換等を基本に定員の抑制に努めてきました。さらに、適正な定員管理を図るため、事務事業の見直し、OA化等を積極的に進めてきました。

今後は、地方財政が極めて厳しい状況にある中で、地方分権の推進が実行の段階を迎え、新しい時代にふさわしい簡素で効率的な行政の確立を図るため、適正な定員管理を推進する必要があります。

### [取組事項]

- ①行政需要の動向等を踏まえつつ、総人員の抑制を図るとともに、定員モデル、類似団体別職員数を基本にして本市の実態を踏まえ、適正な職員配置に努めます。
- ②業務の種類、内容により、事務部門、現業部門ともに、嘱託職員や臨時職員等多種多様な勤務形態の職員の活用を図ります。
- ③再任用職員による弾力的な人材活用を図るとともに、業務内容を精査し、業務の民間委託（非営利活動団体等を含む）に努めます。
- ④OA化等の一層の推進に努め、職員の適正配置に努めます。
- ⑤定員の縮減については、平成11年度末日を基準として集中改革期間の3年間で消防職を除く職員の4%、中・長期改革期間の8年間で4%を目途とし、その実現に努めます。

## (2) 定員適正化計画の策定

### [基本方針]

本市では、定員管理の適正化については、必要とされる行政需要の動向等を踏まえつつ、定員モデル、類似団体別職員数の状況を基本とし、抑制に努めてきました。

今後の行政需要の動向を踏まえ、定員適正化計画において数値目標を掲げ、これを着実に実行し定員管理の適正化に努める必要があります。

### [取組事項]

- ①定員モデル等を指標に、適正な数値目標を掲げたものを策定することとします。これを着実に実行し定員管理の適正化に努めます。定員適正化計画は、10年程度を見通して数値目標を策定することとし、団塊の世代が退職年齢を迎える平成19年度から21年度までを視野に入れ、計画的な採用に努めるとともに、組織のスリム化を図ることなどを検討事項として盛り込み、職員数の適正化に努めます。
- ②定員適正化計画の数値目標については、市民が理解しやすい形で周知に努めます。

## (3) 給与等の適正化

### [基本方針]

本市では、職員の給与は、地方公務員法における職務給、均衡、条例主義（基本3原則）に基づき、一部の手当を除き概ね国の制度に準拠して制度化し、人事院勧告の尊重と、他の自治体給与を参考に給与の適正化に努めてきました。

今後の給与制度の運用については、引き続き基本3原則に基づくとともに、国に準じた給与改定や給与水準の適正化に努める必要があります。

[取組事項]

- ①給与については、国及び他の地方公共団体並びに民間等との均衡を保ち、適正な管理に努めます。
- ②手当の支給基準・支給対象等を精査し、調整手当、特殊勤務手当等の見直しを行います。また、時間外勤務手当の縮減に努めます。
- ③能力、勤務実績に応じた特別昇級の運用に努めます。
- ④勤勉手当は、能力、勤務実績に基づいた配分を検討します。
- ⑤職員の旅費は、実費弁償を基本とし、社会情勢に見合うよう見直しを図ります。

### 3 人材育成の推進

#### (1) 職員の意識改革

[基本方針]

本市では、少子・高齢化社会の進行、市民の価値観の多様化、環境に関する関心の高まりなど社会経済情勢が変化しつつある一方、地方分権の推進により、地方自治が新しい時代を迎えようとしています。

このような状況の中で、職員一人ひとりが、全体の奉仕者であることを改めて自覚し、意欲を持って、職務に取り組むことが必要であります。また、行政サービスの担い手としての自覚と責任を持ち、従来の考え方から脱却し、慣例や前例にとらわれることなく効率的な行政運営を行うための経営感覚を身につけることが望まれています。

今後、既存の枠組みや従来の発想にとらわれない柔軟な市政運営やコスト意識の徹底を図るため、職員の意識改革により、職員の行動や考え方の自己啓発を促す取り組みを行う必要があります。

[取組事項]

- ①計画的な人事異動により、職員がさまざまな職場をバランスよく経験し、視野や知識、技術を幅広いものとするため、経歴管理 システムの確立を図ります。
- ②市民の求めに応じて幹部職員などが地元へ出向き、重点事業等について市民に説明し、理解と協力を求めることを通して、職員の対人能力の向上や意識改革を図ります。

#### (2) 職員の能力開発

[基本方針]

本市では、職員研修計画に基づき、階層別研修、専門研修、特別研修及び派遣研修など各種研修を実施するとともに、自己啓発を促進するため、通信教育の奨励と補助を通して、能力の向上と幅広い教養を備えた職員の育成に努めてきました。

行政を遂行するうえでの職員に求められる能力は、担当業務の内容、性質、職員の職位などにより異なるものの、時代や社会環境を的確に把握し、有効な方策を企画立案できうる基礎的能力が求められています。

地方分権の推進により、地方自治が新しい時代を迎えようとしている今日、高度・多様化する行政需要に即応し、豊かな地域社会を築き上げていくため、自治体の果たす役割はますます重要になります。

こうしたことから、今後においては、社会情勢の変化に柔軟かつ弾力的に対応できる職員の能力開発を図る必要があります。

[取組事項]

- ①地方分権の進展など新たな時代の要請に対応できる体質の強化を図るため、人材育成に関する方針を策定し、長期的・総合的な視点で研修の充実に取り組みます。
- ②職員の政策形成能力、問題解決能力、法制執務能力の一層の向上を図ります。

## 4 財政の健全化

### (1) 経常経費の削減

[基本方針]

本市では、公債費、扶助費等の義務的経費については、市債の借換え、借入れ利率の引き下げなどにより経費の節減に努めてきました。

しかし、経済対策等による単独事業の実施による義務的経費の増加、公共施設の整備等による管理費の増加など、経常的支出の増加が投資的経費を圧迫しています。今後も大型プロジェクト事業が計画されていることから、必要な経常的経費は確保しつつ、さらに経費の節減に努める必要があります。

[取組事項]

- ①予算要求段階での経常経費の削減等により全体事業費の抑制に努めます。
- ②経費抑制中・長期計画の策定に努めます。
- ③節減目標については、平成 11 年度末日を基準として集中改革期間の 3 年間で 3 億円、中・長期改革期間の 8 年間で 7 億円と設定し、その実現に努めます。

### (2) 歳入財源の確保

[基本方針]

本市では、さまざまな行政施策を通して、市民生活に欠かすことのできない福祉、教育、土木などの公共サービスを提供しており、その実施に必要な経費を市税などによりまかなってきました。しかし、依然として厳しい財政状況が続く中、自主財源はますます重要になり、より一層の財源確保を図る必要があります。

[取組事項]

- ①市税賦課に係る客体等の的確な把握に努めます。
- ②滞納整理を一層進め収納率の向上に努めます。
- ③公共サービスや便益を受ける側の負担の適正化に努めます。
- ④収納率目標については、平成 11 年度末日を基準として集中改革期間の 3 年間で市税の現年度分・滞納繰越分の合計の 0.5 ポイント、中・長期改革期間の 8 年間で現年度分・滞納繰越分の合計の 2 ポイント向上するよう設定し、その実現に努めます。

### (3) 公共事業のコスト縮減

#### [基本方針]

本市では、公共工事の経費削減については、新技術や民間ノウハウの活用により、従来からの施工方法の見直し等、より経済的で効率的な実施に努めてきました。

今後においても、コスト削減対策に関する行動計画を策定し、市発注工事について、従来からの考えにこだわることなく、この計画に沿って行い、計画の適正な運用によりその効果を発揮し、限られた財源を効率的に活用する必要があります。

#### [取組事項]

- ①工事計画、工事施工基準等を見直し、発注の効率化を図りつつ、公共工事コストの削減に努めます。
- ②資材調達効率化、リサイクル材料の活用、工事の実施や監理に際しての規制緩和等により、公共工事コストの削減に努めます。
- ③外部の識見者からなる公共工事コスト削減対策委員会を設置し、コスト削減に対する検討や公的部門によって行われてきた整備・運営等を民間事業者主導により効率的かつ効果的に行おうとするPFIなど新しい事業方式の検討を行います。
- ④節減目標については、平成11年度末日を基準として集中改革期間の3年間で10%と設定し、その実現に努めます。

## 5 事務事業の見直し

### (1) 事務事業の整理合理化

#### [基本方針]

本市では、事務改善委員会や財政問題研究会等を通して、事務事業の簡素合理化、経費の節減に努めてきました。

しかし、複雑多様化する行政需要や新たな行政課題に的確に対応するため、行政の透明性の向上を図りつつ事務事業全般について見直しを行い、限られた財源の有効活用を図る必要があります。

#### [取組事項]

- ①合理的な評価システムにより事務事業の目的と成果をより明確にし、効率的で一層効果の上がる行政の推進に努めます。このため、事務事業評価システムの導入について検討します。
- ②行政による市民サービスを基本としながら民間による実施が望ましい事務事業については、ボランティア・非営利活動団体(NPO)などの民間委託等の活用を図ります。
- ③社会情勢の変化等により、意義や効果等が薄れている事業や不要・不急の事業については効率性の視点からの見直しを行い、経費の節減に努めます。
- ④各行政分野を改めて見直し、行政関与の必要性、受益と負担の公平性の確保に努めます。

### (2) 規制緩和の推進

#### [基本方針]

本市では、規制緩和の推進については、市民サービスの向上に努め、公正の確保と透明性を図るため、行政手続条例を施行し、許認可等の事務手続を明確化、簡素化し、処理期間の短縮等に努めてきました。

今後は、より一層、市民負担の軽減を図るため、各種申請手続等の見直し、行政手続の簡素化を図る必要があります。

[取組事項]

- ①合議を含め、決裁規程の見直しを行います。
- ②簡易な文書については、押印を廃止します。
- ③郵送等を活用することにより申請方法を改善し、また、申請書様式の簡略化、添付書類の削減など、申請手続を簡素化します。
- ④本市独自の事務に関して、社会情勢の変化を踏まえ、目的を達成し、または、必要性が低くなった事務については廃止し、一方 では審査基準の緩和、有効期間の延長などの見直しを行います。

(3)情報化等の推進

[基本方針]

本市では、広報紙等による市政情報の提供、高度情報化に対応した電話ファックスによる「ふれ愛コールいわくら」、インターネットを利用した「岩倉市ホームページ」を開設するとともに、市政懇談会やモニター制度等により市民ニーズの把握に努めてきました。

しかし、社会経済情勢はめまぐるしい変化を遂げてきており、情報化の波は止まることなく発展しています。行政施策に反映させるべき市民ニーズをよりの確に把握するとともに、行政情報の的確・迅速な提供をより一層図る必要があります。

[取組事項]

- ①高度情報化社会に対応するため、プライバシーの保護の徹底を図りつつ、庁内コンピュータ網（LAN）の整備を図るとともに、事務事業のシステム化、ネットワーク化に積極的に取り組みます。
- ②市民が必要とする各種情報の収集・提供を一層迅速化するため従来からの広報・広聴媒体を強化するとともに、インターネット をはじめとした多様なメディアの積極的な活用を図ります。
- ③役所用語を極力排除し、市民だれもが分かるような表現を心掛けます。
- ④市政情報を積極的に提供し、市民の自主的な活動を促進します。
- ⑤パブリック・コメントの導入の検討など市民参加の充実・強化策を検討します。

## 6 補助金等の整理合理化

[基本方針]

本市では、財政問題研究会や財政プロジェクトチームを通して、補助金の見直しや整理合理化を行ってきました。

補助金は、行政の補完的な役割を担うものであり、その公益性や公平性が求められます。したがって、社会情勢の変化に応じて常に点検と見直しを行い、行政効果の向上に努める必要があります。

[取組事項]

- ①公益上必要なものかどうか、その妥当性や有効性、優先性等を基準とし、目的が達成されたと判断される補助金については廃止 します。
- ②社会情勢の変化に伴い、公益性の薄れた補助金については縮小・廃止します。



## 7 地方分権社会への対応

### [基本方針]

本市では、国と地方公共団体とが分担すべき役割を明確にし、地方公共団体の自主性・自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ることを基本理念として、平成11年7月に「地方分権の推進を図るための関係法律等の整備等に関する法律」（地方分権一括法）が成立しました。今後、地方分権の進展に即応しつつ、地方分権の時代にふさわしい行政システムを確立する必要があります。

### [取組事項]

- ①権限が委譲されることとなる行政事務に対する推進体制の整備に努めます。
- ②地域の実情に応じた円滑な地方自治の遂行のため、県条例により委譲されるべき権限について検討します。
- ③広域で対応した方が効果的な事務については、関係市町と調査・研究し事務事業の広域化を図ります。
- ④市民により安いコストでより良いサービスを提供するという原点に立ち返り、市町村合併のあり方等について検討を進めます。

## 8 環境への配慮の推進

### [基本方針]

本市では、地球温暖化、廃棄物や二酸化炭素の排出の増加など地球環境の悪化が深刻の度を強めている中、自治体・市民・企業等それぞれが、環境問題に関する理解を深め、それぞれの役割を認識し、環境の保全・創出に関する取り組みを推進し、循環型社会の実現を目指す必要があります。

### [取組事項]

- ①エコマーク商品の情報提供を行い、普及・啓発に努めます。
- ②環境マネジメントシステムを構築し、環境保全と改善に関する活動を継続的に実施していくため、国際標準規格である「ISO 14001」の認証の取得に努めます。

## 9 ボランティア・非営利活動団体（NPO）などの市民活動の促進

### [基本方針]

本市では、多様化する市民活動を有機的に結び付け、行政とのパートナーシップに基づく連携と協働体制を確立するとともに、市民、企業などがボランティアやNPOなどの市民活動に意欲的に参加できるよう、情報提供をはじめ、人材育成、活動の場の確保など、推進体制の整備と活動しやすい環境づくりを推進する必要があります。政策実施の担い手としてのボランティア・NPOなどの市民活動の充実・強化が行政のスリム化につながるという視点も行政改革の観点からは重要視する必要があります。

### [取組事項]

- ①支援の方向性や具体策等の調査・検討を進め、市民活動全般についての基本計画の策定に努めます。